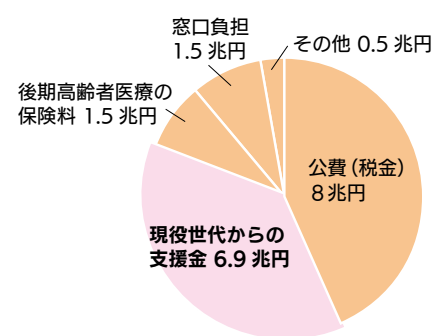


75歳以上の人などで一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から75歳以上の人などで一定以上の所得がある人は、窓口負担割合3割の現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。変更の対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

| 9月30日まで | | 10月1日から | |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 区分 | 医療費負担割合 | 区分 | 医療費負担割合 |
| 現役並み所得者 | 3割 | 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者 [※] | 1割 | 一定以上所得のある人 | 2割 |
| | | 一般所得者 [※] | 1割 |

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。



▲75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳
総額：約18.4兆円（令和4年度予算案ベース）

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

見直しの背景

窓口負担割合の配慮措置

窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります。

10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

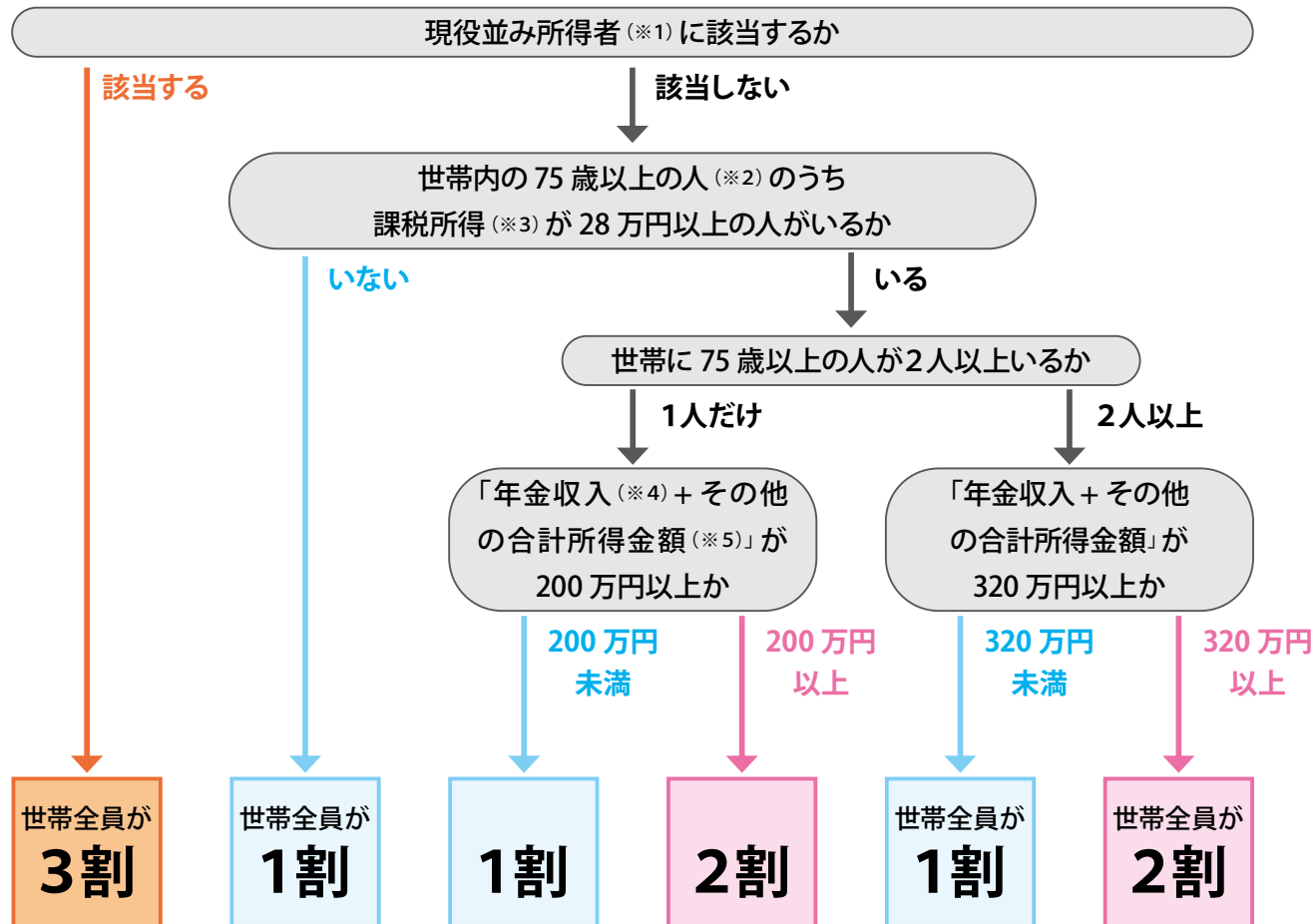
【配慮措置が適用される場合の計算方法】
例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

| | |
|----------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき② | 10,000円 |
| 負担増③（② - ①） | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限④ | 3,000円 |
| 払い戻しなど⑤（③ - ④） | 2,000円 |

配慮措置

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に次の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。令和3年中の所得をもとに判定し、9月ごろに被保険者証を送ります。



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人です。（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※3 住民税納税通知書の「課税標準」の額。前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）などを差し引いた後の金額です。
- ※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※5 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことで。

口座の登録について

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、9月ごろに静岡県後期高齢者医療広域連合や住民課から申請書を郵送します。申請書が手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

詐欺にご注意ください！

- 職員が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることやキャッシュカード、通帳などをお預かりすることとは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

見直しに関する問い合わせ

制度改正の見直しの背景などに関する質問などは、厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。

問合先／住民課

（979-8111）